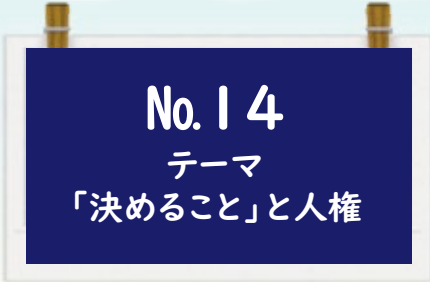


# 人権教育指導者向け学習資料



人権のいろ いっぱい

いまKARA ここKARA わたしKARA



他者を知り、自分に気づき  
ともに 社会をつくっていく

令和4年2月 福岡県教育委員会  
福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課  
福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3918  
FAX 092-643-3919

- 「決めるということ」 KARA ..... P2
- 「『当たり前』を考えること」 KARA ..... P4
- 「ハンセン病問題」 KARA ..... P8
- 「学校づくりの取組」 KARA ..... P12
- 「地域づくりの取組」 KARA ..... P14
- 「おすすめDVD」 KARA ..... P16

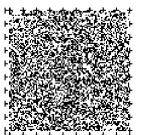


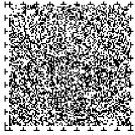
障害者OK 利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

※全ページの下上に音声コードとその位置が分かる切り欠きを付けています。

※県庁ホームページからスクリーンリーダーソフトによる読上げも可能です。





## 決めることについて考えてみる

毎日の暮らしに関することから、人生にかかわることまで、日々私たちは様々なことを決めています。また、私たちの社会には、法や道徳、慣習などのさまざまな決めたことがあります。ここでは、決めることや決めたことについて、人権の視点で考えていきます。

### 1 誰が決めるの？

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、重症者や死亡者の発生をできる限り減らすことを目的に、ワクチンが開発されました。しかし、ワクチンが開発されてから、多くの国でワクチン接種が進められる一方で、接種を望まない考えもあり、「誰が決めるの？」をめぐる大きな問題となっています。



「その人のため」「みんなのため」と思い、他者に対して行ったことが、他者の人権を尊重した行為ではなかったとしたら…!



「私たちのことを、私たち抜きで決めないで（“Nothing About Us Without Us”）」、これは、障がいのある人の共通する思いを示すものとして使われていることばです。「～が良いに決まっている」と決めつけるのではなく、相手の意思を尊重したいものです。

また、自分で決めることが難しい子どもについては、理解度に応じた説明を行った上で、子ども自身が考え、その意思を伝えることができる環境づくりが大切です。

自分で決めるということ、人権の共存（自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと）という観点から考えていきましょう。

### ご存じですか？

#### 性の多様性と人権 ～「カミングアウト」にかかわることは、当事者本人が「決めること」～

カミングアウトとは、性的指向や性自認について、本人が自らの意思で他人に伝えることです。

本人の許可なく、性的指向や性自認について他人に暴露する「アウトティング」は、命にもかかわる重大な人権侵害であるという認識のもと、決断して行ってはいけません。

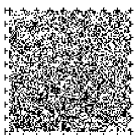
また、カミングアウトするかどうか、いつ、誰に、どのように伝えるかは、当事者本人が決めることであり、周囲の人が、カミングアウトを強要するようなことは、決してあってはなりません。

『性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック』福岡県 をもとに作成

### 福岡県 KARA

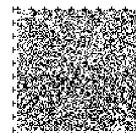
#### 「NO！ワクチン差別」

ワクチン接種について、体質や持病などさまざまな理由により、接種することができない人、望まない人もいます。ワクチン接種は強制ではなく、本人の意思で受けるものです。ワクチンを接種していない人への差別、いじめ、職場や学校における不利益な扱いは決して許されません。





## 2 決めたことについて、私たちにできることは？



法律は、全国民を代表する議員によって決められています。

ここでは、平成28年に施行された偏見や差別のない社会をめざすことにかかわる三つの法律を紹介します。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日 施行） ※ 令和3年5月改正法成立

障がいの有無にかかわらず、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。また、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（令和4年1月現在、事業者に対しては対応に努めること）を求めています。



### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日 施行）

特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心の高まりを受けて制定された法律です。

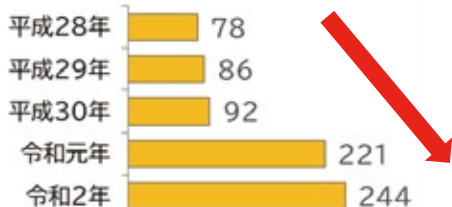
法律の前文において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言しています。



### 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日 施行）

現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネット上での差別情報の流布など、情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として制定された法律です。

部落差別は許されないものであることが宣言され、その解消のために国や地方公共団体は、相談体制の充実や教育及び啓発に取り組むこととされています。



部落差別（同和問題）に関する  
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

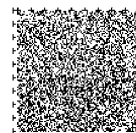
救済の手続をはじめた  
人権侵犯事件の数が  
年々増えてきているね。

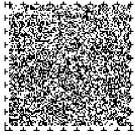
このことについて、  
どうとらえたら  
よいか？



グラフは、法務省人権擁護局ホームページの『「人権侵犯事件」の状況について（概要）』をもとに作成

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、  
決めたことについて、私たちは何ができるのだろう？





誰にとっての『当たり前』？  
～「マジョリティ／マイノリティ」の視点でふりかえる～

みんなで何かを決めるとき、どのように決めますか？ また、どのようなことを大切に決めますか？ 何かを決め、決めたことをもとに生活していくということは、日常生活の様々な場面で行っていることです。しかし、決めることや決めたことが自他の人権を尊重されたものであるかについては、あまり考える機会がないかもしれません。

今回は、決めることや決めたことについて「マジョリティ／マイノリティ」という視点でふりかえるため、社会と人権について研究を進められている熊本学園大学教授 杉本 学 さんからご提言いただきます。

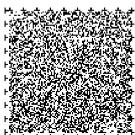
## 提言

### マジョリティ／マイノリティ関係を考える

熊本学園大学 商学部 教授 すぎもと 杉本 まなぶ 学

人は様々な属性（年齢、性、職業、人種や民族、国籍、出身地、などなど）をもっています。しかし、社会や集団の中であらゆる属性が均等に存在しているとは限りません。実際には、ある属性がマジョリティ（多数）で、他の属性がマイノリティ（少数）となることが多いのです。たとえば、自国民がマジョリティで外国人がマイノリティであるとか、いわゆる「健常者」がマジョリティで「障がい者」がマイノリティであるといった状態です。また、女性と男性は人口的に大きな差はありませんが、職場などの集団によっては男性がマジョリティ、女性がマイノリティであったり、その逆であったりします。

一般に、「マジョリティ」は「多数派、多数者」、「マイノリティ」は「少数派、少数者」を意味しますが、マジョリティ／マイノリティの関係は、単に数が多い／少ないというだけでない性質を伴います。そのことについて、考えていきましょう。



#### 1 マジョリティ／マイノリティの非対称性 ～名称～

マジョリティの立場はしばしば、その集団や社会全体のなかで、あたかも普通の、一般的なものであるかのようにみなされます。このときマイノリティは、特殊な特徴をもった存在とみなされることとなります。

たとえば、女性の医師はしばしば「女医」と呼ばれますが、男性の医師を指す言葉はありません。これは、医師のなかでは一般的に男性が多く、医師といえば暗黙のうちに男性がイメージされるため、男性の医師については性別を特定する言葉はないのでしょう。

また、「障がい者」に対してマジョリティは「健常者」と呼ばれますが、この言葉は「障がい者」と対比するときのみ使われます。そして「健常者」という言葉自体、「障がいのない、通常の人」といったニュアンスがあります。また、「同性愛」に対する「異性愛」という言葉も、あまり日常的には使われず、少し前の辞書には載っていませんでした。

このように、マイノリティを指す名称は単独でしばしば使われるのに対し、マジョリティを指す名称は存在しないか、あってもマイノリティと対比するときにはしか使いません。

さらに、英語では、‘man’という単語は男性を表すだけでなく、性別を問わず人間一般を指す語でもあります。それに対し女性は、‘woman’という性を特定した語によって表されます。いわば「男性＝人間」で、「女性＝女の人間」というわけです（ただし最近では、このような用語法は男性中心的だとして、性別を問わず人間一般を指す場合には‘person’とか‘human being’などが使われるようになってきました）。このように、男性と女性は人口的には約半々であるにもかかわらず、男性がマジョリティ、女性がマイノリティのように扱われる傾向があります。

## 2 マジョリティ／マイノリティの非対称性 ～意識～

単に言葉の上だけではなく、意識の面でもマジョリティとマイノリティでは違いがあります。マジョリティは普段、自らの特徴を意識せず、いわば「当たり前なもの」として生活しています。たとえば、障がいのある人は生活の様々な場面で「障がい者」であることを意識せざるをえないのに対し、障がいのない人は自分のことを「健常者」として意識することがめったにありません。同様に、同性愛の人は自分が「同性愛者」であることを意識せざるをえない場面に直面することが多いのに対し、異性愛の人は自分が「異性愛者」だと意識しながら生活しているわけではありません。

いま述べたことは自分自身に対する認識の問題ですが、他者を認識するときも、似たようなことが言えます。いわゆる「健常者」は、障がいのある人に会うと「障がい者」と認識しがちですが、障がいのない人を見て「健常者だ」と思うことはほとんどないでしょう。

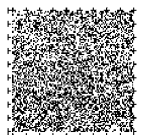
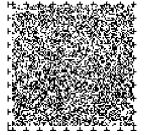
このように、マジョリティは自分たちの立場を当然視できるのに対し、マイノリティは自分たちの立場が例外視されやすい傾向があるといえます。

ただし、マイノリティが必ずしも不利な立場に置かれるとは限りません。たとえば、富裕層やエリート層はごく少数ですが、社会のなかで有利な地位についています。ここではそういったケースは除外して、マイノリティが不利な立場に陥る場合に絞ってお話しています。

## 3 マジョリティの普遍化

本来、マジョリティ／マイノリティの区分は相対的なものです。マジョリティとマイノリティのどちらも、それぞれ特徴（身体的特徴や、言語・生活習慣などの文化）をもった、いわば「特殊」な存在です。たまたまどちらかの特徴が、社会や集団のなかで一般的とみなされているだけです。たとえば日本語を母語とする人は、日本社会のなかでこそマジョリティの座に安住していられますが、世界的に見ればマイノリティとなってしまいます。

私たちは、人が多様であるということを知っているはずですが、しかし、日ごろそれを十分に意識しているかという、そうでもないのではないのでしょうか。マジョリティはややもすると、あたかも社会が自分たちだけで構成されているかのように思ってしまうことがあります。自分たちと異なる人たちの存在を忘れて、社会の皆が自分と同じような人びとだと錯覚してしまうのです。

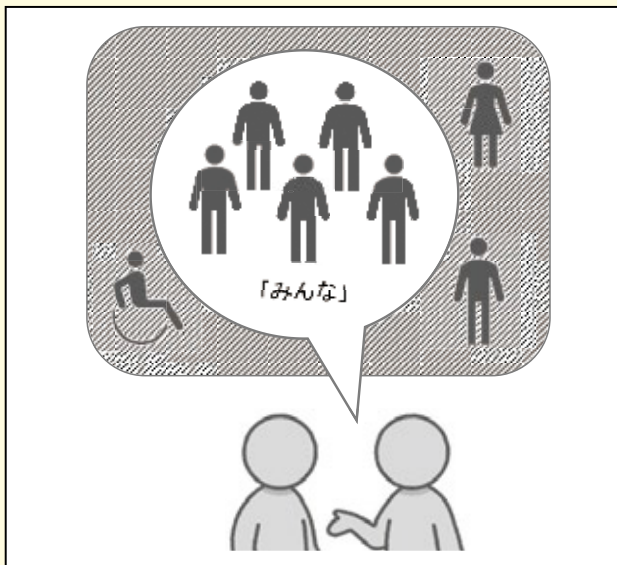






その結果、次のようなことが起こりやすくなります。マジョリティがマイノリティを無視して、自分たちを基準として社会や集団の制度や規則、慣習、価値観などをつくりあげてしまうのです。さらに、それらの制度や規則などは、一部の人びとを基準としたものにすぎないにもかかわらず、あたかもすべての人に当てはまる「普遍的な」もの、「当たり前の」もののように見なされてしまいます。

しかし、実際にはマジョリティの基準に当てはまらない人びともいます。そういった人びとは、単にマジョリティと比べて社会的に不利な状況に置かれるというだけでなく、「普遍的」な制度・規則・慣習に適應できない「特殊」な存在、さらには「劣った」存在として、否定的な評価を受けてしまうこともあるのです。



【図】マジョリティの普遍化  
(杉本学さん提供)

#### 4 マジョリティを基準とした社会

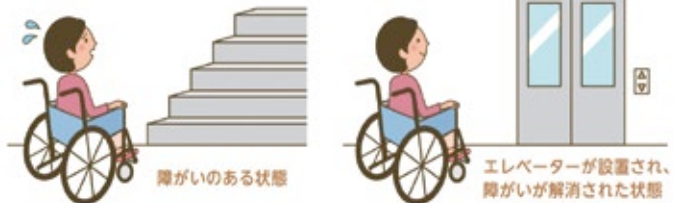
抽象的な説明になってしまったので、具体例で考えてみましょう。従来、多くの職場でマジョリティである男性正社員を基準として、働き方や職場づきあいの慣習が築き上げられてきました。男性は家事や育児といった家庭のことは妻に任せて仕事に専念することを前提として、長時間の残業や、飲み会などへの参加が求められるのです。そうした慣習が「当たり前」と見なされているなかで、家庭のことを担っている女性従業員や、家庭のことにも参加したい男性従業員は、「当たり前」の働き方やつきあいができない存在として、半人前扱いや厄介者扱いをされてしまう可能性があります。もっとも、近年では「男女共同参画」や「働き方改革」の掛け声のもとで、多様な働き方が推奨されつつありますが、

また、マジョリティを基準としてつくられているものは、制度や規則、慣習、価値観などだけではなく、建物や交通機関などの物理的な社会環境は、身体に障がないないマジョリティを基準につくられている傾向があります。そうした物理的環境のなかには、身体に障がある人の行動を妨げる障壁となるもの（たとえば段差など）が数多くあります。しかし、そうした社会環境が「当たり前」のものと思われる限り、障がある人が直面する困難は、あくまでも本人に原因があるとして片付けられてしまうのです。この問題についても、近年では「社会モデル」の障害観（障害は社会によって生み出されているという見方）に立って、

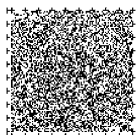
### 福岡県 KARA

#### 【障がいの社会モデルについて】

国連の「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、「障がいの社会モデル」の考え方に立って定められています。



『障がいのある人への合理的配慮ガイドブック』福岡県 をもとに作成



社会環境を改善することで障がいのある人の不利益を減らしていこうという流れになってきています。

## 5 マジョリティ自身への束縛

ここまでは、おおまかにマジョリティ／マイノリティを対比してきましたが、じつはマジョリティも一枚岩ではなく、そのなかにも多様な人がいるはずです。マジョリティを基準とした社会全体の制度や規則、慣習、価値観などに、必ずしも適応できない人や、同意できない人もいるのではないのでしょうか。

たとえば「男は家庭より仕事を優先すべきだ」というのは、すべての男性を代表する規範ではなく、それに違和感をもつ男性もいるでしょう。男性だからといってそうした規範に囚われてしまうことは、個人としての自由な考え方や生き方、個性を抑圧してしまうことにもつながります。その意味では、マジョリティを基準とした規範や価値観は、マジョリティに属する個人をも抑圧している面があるのではないのでしょうか。

## 6 「マジョリティ＝普遍」をこえる

ここまでの、マジョリティの立場が普遍化して、マイノリティだけでなくマジョリティに属する人をも束縛してしまう傾向があることを見てきました。では、そのような状況を、

どのように乗り越えていったら良いのでしょうか。まずは、以上のような傾向を踏まえて、自分が「当たり前」「当然」と思っていることが、必ずしもすべての人にとって「当たり前」「当然」なわけではない、ということを実感することが第一歩です。とくに、それによって社会的に不利な立場に置かれている人がいることを、知ることが必要です。

そして、そうした人びとがどんなことに困っているのかを、当事者本人から聞くことが大切だと思います。想像だけではやはり限界があります。実際に当事者の話を聞くことで、自分がわかっているつもりでいても、実はまったくわかっていたことに気づかされることがあります。

最初の方で述べたように、マジョリティはマイノリティと対比するときのみ、自らの特徴を意識するという傾向があります。だとすれば、マイノリティの声を聞くことではじめて、自分がいかにマジョリティの地位に安住しているかに気づくことができるはずですよ。

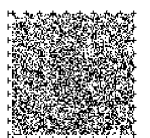
マジョリティを基準として「当たり前」「当然」とされてきた制度や規則、慣習、価値観などを見直すことは、マイノリティのためだけではなく、マジョリティ側に属する人にとっても、有意義なことではないのでしょうか。



### 【杉本 学 (すぎもと まなぶ) さん プロフィール】

熊本学園大学商学部教授。社会学が専門。大学では、社会学、部落解放論、社会と人権等の講座を担当。また、熊本県部落解放研究会副会長、熊本市人権教育研究会会長を務められるなど、熊本県の人権教育の推進に尽力されている。

主著に、「ジンメルの論点」(共著：ハーベスト社)、「マイノリティ問題から考える社会学・入門 - 差別をこえるために」(共編：有斐閣)がある。





ハンセン病問題から問われていること

ハンセン病療養所の入所者の方たちは、近代以降の国の誤ったハンセン病政策により、強制的に隔離されてきました。適切な治療をすれば治る病気となったことを受け、入所者の方たちはその廃止を国に要求しますが、1953（昭和28）年、新たに「らい予防法」が成立し、隔離は続けられます。そして、強制隔離は1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで続けられました。

「らい予防法」という決まりのもとに、ハンセン病患者・元患者やその家族の人権が侵害されたという現実をどのように考えたらよいか、杉野ハンセン病資料室を開設し、日頃から啓発活動に取り組まれているちくほう共学舎「虫の家」事務局長 高石 伸人 さんからお話をいただきました。

※御本人の承諾を得て、令和3年度教育庁人権・同和問題啓発推進員研修会での講演をもとに内容を再構成しています。

I ハンセン病問題との出会い

私は、平成6年にはじめて入所者の方の講演を聞きました。話を聞いていく中で、隔離の歴史、故郷に戻れない理不尽さなど、凄まじい人権侵害の内容にずいぶん大きな衝撃を受けました。それから、2年後「ハンセン病を知らなければ」という思いで菊池恵楓園を訪ね、初めて杉野さん夫婦に出会いました。

7月のとても暑い日で、園内の自宅に招かれ、出していただいた冷たいお茶を一気に飲むと、とても喜んでもらえました。今以上に偏見や差別が強い当時、入所者の方が出す物は飲まない人が多かったんですね。今思えば、そのことが杉野さん夫婦との深い出会いの第1歩でした。

その後、家族ぐるみの付き合いがはじまり、ある時、連れて行った孫を娘が抱かせようとした時、ずっと体を後ろに引かれたんです。

その後抱いてくれましたが、実は子どもに感染することが多いからだめだと言われていたこともあり、今まで小さい子を抱っこする体験がないということでした。これが出会いを深めていく2回目の契機となりました。

杉野さん夫婦から語っていただいた「人工妊娠中絶を強いられた」「啓発でラジオ番組に出たら中傷の手紙が届いた」等のつらい体験は、心に深く響きました。

語っていただく杉野さんの厳しい表情に差別の深刻さを感じ、10年間かけて全国に13ある国立ハンセン病療養所をすべて巡りました。

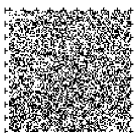
ご存じですか？

【全国のハンセン病療養所】

名前・入所者数	所在地	名前・入所者数	所在地	名前・入所者数	所在地
松丘保養園(58名)	青森県	東北新生園(44名)	宮城県	栗生楽泉園(52名)	群馬県
多磨全生園(126名)	東京都	国立駿河療養所(47名)	静岡県	長島愛生園(125名)	岡山県
邑久光明園(70名)	岡山県	大島青松園(45名)	香川県	菊池恵楓園(164名)	熊本県
星塚敬愛園(89名)	鹿児島県	奄美和光園(19名)	鹿児島県	沖縄愛楽園(112名)	沖縄県
宮古南静園(50名)	沖縄県	神山復生病院(3名)	静岡県	※神山復生病院は私立。他は国立。	

現在、日本には、国立・私立あわせて14か所のハンセン病療養所があります。令和3年5月1日現在、全国で1,004名の方が、ハンセン病療養所で生活しています。入所されている方の平均年齢は約87歳と高齢になっています。

参考資料「ハンセン病の向こう側」（令和3年8月 厚生労働省）他





## 2 杉野ハンセン病資料室開設

そこで思いついたのが、資料室の開設でした。

「無らい県運動という形で、地域の人による差別が元患者らを追い詰めた。中には善意で行った人もいるという。ハンセン病問題は終わっていない。取り返しのつかないことをしてしまった。歴史に学ばなければならない。自分がすべきは、地域の中で杉野さん夫婦の思いを伝えることだ。小さい一歩だけれども、資料室を開設したい」という思いを杉野さんに相談すると、「それはぜひやりなさい。全面的に協力するから」と応援してくれました。杉野さんは自身の名を冠した施設に少々戸惑いつつも、展示用に生活用具を譲ってくれました。

平成20年4月資料室を開設し、他の入所者の寄贈品とともに飾りました。これは、杉野さんをはじめ入所者の方たちの「療養所というのは生活の場であったことをぜひ知ってほしい」という思いに応えるためでもありました。

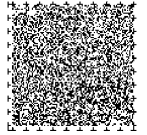
その後、資料室には各地から教職員や学生が訪れ、杉野さん夫婦にも来ていただき講演会も行いました。

私も講演会の講師として呼ばれることがありますが、「杉野」という名前を借りて資料館を開設したこと、杉野さん夫婦との出会いや体験を語り継ぐことについて丁寧に伝えることをいつも大切にしています。

## 3 入所者の方との出会いからの学び

最初の出会いから20年以上たち、多くの入所者の方と出会ってきているのですが、その中で特に心に残っているのが「人間回復」という言葉です。以前は、「社会復帰」という言葉も使っていたそうです。

1900年代以降、ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くしかない状況に追い込まれて



杉野ハンセン病資料室の室内



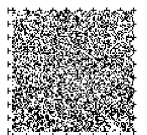
入所者の方が使用されていた生活用具

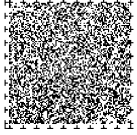
いった時代がありました。しかし、時が進み、2020年代に入った現在、この「人間回復」という言葉を聞くにつれて、「かつて近所からハンセン病の人たちを排除したこの社会は変わったのだろうか？ このハンセン病問題のもう一方の当事者である私たちは、この間変わってきたのだろうか？ ずっと、私たちは問われ続けているのに、そのことすら知らなかったのではないだろうか？」と強く思います。これは、私のこだわりでもあります。

講演会に呼ばれた際に大切にしているのは、言葉だけを知って学ぶのではなく、出会いを通していく中で、付き合いを続けていく中で、その住んでいる世界を体感したり、学びを深めたりすることが大事であるという思いなんです。

また、杉野さんにも何度も何度も会って話をしてきていますが、まだまだ知らなかったことがあります。そんな時に「本当に分かってなかったなあ」と思うこともあります。

やはり、僕らには想像すらできない世界で、信じられないくらいの苦労や痛みを抱えて、すごい人生を送られてきたからこそその明るさであったり、輝きであったり、強さであったり、そういうものを感じ続けています。ハンセン病文学全集を編集した能登恵美子さんも、同じように、「いつもいつも私は会いたがっているのである。会いたがる私がいる」と書かれています。そういう魅力あふれる人たちなんだと思えてしまいます。





新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下では、直接お会いすることは難しいと思いますが、やはり、今、直接にお会いして生身の言葉に触れなければもったいない、それが貴重な学びになると思います。

#### 4 新型コロナウイルス感染症について

この新型コロナウイルス感染症が出始めた頃は、未知のウイルスでありましたし、ウイルスを直接見ることができなかったことから、当時私たちはまず必要以上に恐れ、恐怖が先に立ってしまったように思います。また、WHOが世界的な流行宣言を出したり、日本でも有名人が新型コロナウイルスによって亡くなったりしたことにより、感染による死への恐怖が広がったように思います。

この新型コロナウイルスについては、ワクチンだけでなく、新薬ができて、感染しても回復できる状態になることが望ましいのですが、新薬が開発途中である現在、誤った認識のまま不安な状態に置かれてしまうと、恐怖や不安が拡大して、新型コロナウイルスに感染した人を加害者とみなし、偏見や差別をしてしまう事態も発生しました。

これは、もう、過去のハンセン病の場合と同じ過ちを繰り返していると思います。

もう一つ気になっているのが、感染症法及び

特措法改正で罰則規定が設けられたことです。

実は、虫の家からも意見書を出したのですが、罰則規定よりも、感染症に限らず、病気をした人が安心して療養できる環境や、十分に配慮の行き届いた充実した医療体制をどうつくるのか、そういう社会になるように私たちが力を注ぐことが大切だと思います。

また、ウイルスは私たち人間がこの世に生存する以前から地球上に存在していて、人間による地球環境、生態系の破壊によって、新型コロナウイルスの拡大や気候変動といった世界的危機に立ち至っている側面もあるという話を伺ったことがあります。

私たちは、細菌やウイルスによって生かされている部分もあり、正しく知って、必要以上に恐れないように意識することです。

こんな時代だからこそ、私たちは、ハンセン病をはじめ過去の歴史に学ぶことが必要なのではないでしょうか。

やはり、国や地方自治体が法に基づき政策をすすめるに当たっては、人権擁護の精神にかなうようにしなければならないことはもちろんですが、私たち自身の新型コロナウイルスに関連した偏見や差別への向き合い方、あるいは新型コロナウイルスに感染した人をこの社会がどのように受け入れていくのか、新型コロナウイルス感染症を前にして、私たちがどのように振る舞うのかしっかりと考えていく。そんなことが問われているのではないのでしょうか。

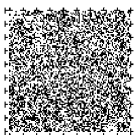


#### 【高石 伸人（たかいし のぶと）さん プロフィール】

NPO法人ちくほう共学舎「虫の家」事務局長、筑紫女学園大学非常勤講師、元九州龍谷短期大学教授。（社福）直方市社会福祉協議会にソーシャルワーカーとして勤務。そこで、障がい当事者や支援ボランティアの組織化、専従手話通訳者の市役所配置などの運動に取り組む。

平成20年に「杉野ハンセン病資料室」を開設。

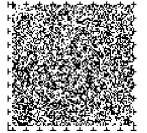
#### 福岡県 KARA



福岡県教育委員会では、令和3年8月に各県立学校長、各市町村（学校組合）教育委員会教育長に対し、次のページで紹介する資料や事業を活用した教育の実施を促すよう「ハンセン病に関する教育の更なる推進について」（3教人第1089号）を通知しました。



【資料】ハンセン病に関する教育の更なる推進のために



文部科学省及び厚生労働省、法務省は、「ハンセン病に関する教育の更なる推進について」（令和3年8月16日付3初児生第21号、健難発0816第1号、法務省権啓第40号）において、下記の資料や事業を活用して、ハンセン病に関する教育を更に推進するよう通知しました。

パンフレット  
「ハンセン病の向こう側」

厚生労働省が、毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部の第1学年の生徒分を配布。



人権啓発動画及び冊子  
「ハンセン病問題を知る  
～元患者と家族の思い～」

法務省が小学生向けに作成した資料。元患者やその家族のエピソードのアニメや、学芸員による解説で構成されている。



学芸員等の  
講師派遣について

国立ハンセン病資料館では、学芸員による出張講座を実施している。なお、オンラインでの講話にも対応している。

厚生労働省では、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施している。

国立ハンセン病資料館  
出張講座のご案内  
(教育機関 関係者の皆様へ)

その他活用できる関連施設  
・資料等について

【関連施設】

- 国立ハンセン病資料館
- 重監房資料館
- 国立ハンセン病療養所

【資料等】

- DVD「ハンセン病問題」



福岡県 KARA

【ハンセン病を正しく理解しよう】

福岡県では、ハンセン病に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県藤楓協会とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所訪問交流等を毎年実施しています。さらに、ハンセン病を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布及び出張講義等の啓発事業を行っています。

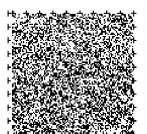
また、福岡県教育委員会では、ハンセン病問題に関連する視聴覚教材の無償貸出を行っています。



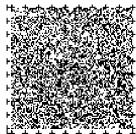
リーフレット「ハンセン病を正しく理解しよう」  
(小学生向け、高校生向け、一般向け)



ハンセン病問題に関連する  
視聴覚教材の無償貸出







すべての人の人権を尊重する学校づくり  
～性の多様性についての学習を通して～

中間市立の小中学校では、多様性を尊重するという観点から、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図っています。その一環として、性の多様性についての学習に取り組んできました。

そこで、性の多様性について授業で取り扱うにあたって大切にしたいと考えていることや、取組を通して感じていることについて、中間市立中間東中学校の先生方にお話を伺いました。

中間市立中間東中学校 人権教育の目標

一人ひとりの生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につなげようとする生徒の育成

制服を選択できるよう「決まり」を変えただけでは…

————— 今回の授業を行うきっかけとなった出来事があれば教えてください。

制服の選択制の導入です。（戸籍上の性が）女性である生徒がスカートだけではなく、スラックスを着用できることが決まったことがきっかけです。制服が選択できるように決まりが変わったことは大きな一歩です。ですが、スラックスを選択できる決まりとなっても、実際にスラックスを着て登校することに抵抗を感じるような雰囲気が学校にあってはよくない、と考えました。そこで、スラックスを選択した生徒にとっても居心地のよい学級や学校にしたいと考え、今回の授業を行うことにしました。



中間東中学校の制服

イラスト：中間東中学校提供

「性の多様性について学ぶ」（特別活動）

第1時 性の多様性について知ろう

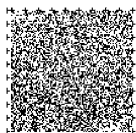
性的マイノリティの子どもや若者をサポートする活動を行っている方をゲストティーチャーにお招きし、性の多様性について理解を深め、生きづらさを感じている人の思いに触れました。



第2時 自分ができていることを考えよう

第1時で学んだことを生かして、誰もが居心地のよい学級をつくるためにできていることを考えました。  
各自が考えたことを交流したあと、今の自分にできていることを決めました。

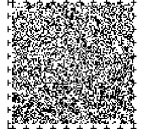
取材中の一コマ



特別な取組をしているつもりはないのですが…とおっしゃっていましたが、紙面に収めることができないほどのさまざまなお話を伺うことができました。



## 学んだことをスタートに、「知ろう」「考えていこう」



————— 今回の授業でめざしたことや心がけたことは何ですか？

まず、生徒たちが「どこかの誰かのこと」ではなく、「自分自身が当事者なんだ」と思えるようになることです。性の多様性について正しい知識を学ぶことや、現在生きづらさを感じている人の思いに触れることで、一人ひとりが居心地のよい学級や学校、地域、そして社会をつくっていくためにはどうしたらよいだろう、と自分のこととして考えることができるようになる授業をめざしました。

次に、性の多様性についての学習がこの授業で終わってしまうのではなく、今回学んだことをスタートに、生徒たち自身が「知ろう」「考えていこう」とする姿勢をつくっていくことです。そして、生徒たちが知りたいと思った時にいつでも情報が得られるよう、授業で使った絵本をはじめとする書籍の配架、悩んだ時に相談できる機関への連絡方法、正しい情報が得られるホームページの紹介など、学校の環境を整えていくようにしました。

また、授業を行うにあたっては、誰もが傷つくことのない授業となるよう心がけました。授業者が用いる言葉や態度で、生徒が辛い思いをすることがないように、私たち教職員が人権尊重の理念を十分理解し、自らの大切さを実感できるような授業づくりに努めることを確認しました。

## 「授業をして終わり」ではなく、日常の取組を大切に

————— 今回の授業を行ったあとの生徒の様子はどうですか？

まず、授業で使ったワークシートに、自分自身のことや授業を通して考えが変化したことを、生徒がありのままに書いてくれました。アウトティングについてしっかりと押さえたこと、書いたことは授業者以外の誰にも知られることはない、と伝えたことがその理由だと思います。

制服の選択制を導入した今は、スラックスを着用している女子生徒もいるし、スカートを着用している女子生徒もいる、ということが日常となっています。スラックス着用理由は個々によって異なるでしょうが、動きやすさや防寒のため、好みであるという理由もあるようです。

また、修学旅行の実行委員会の生徒たちが、旅行中のさまざまな場面での決まりに関して、男子と女子に分けることについて話し合う姿が見られました。「ここは、男子と女子を分ける理由はないよね」「宿泊の部屋は男子と女子とで分ける必要があるよね」といったようにです。その他にも、キャリア教育の一環として履歴書を見せた時、多くの生徒たちが「履歴書に性別欄は本当に必要なのか」と考えていた姿が印象に残っています。性の多様性を学ぶ授業をスタートに、「知ろう」「考えていこう」とする姿勢をもって来ていたんだなと感じました。

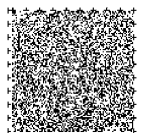
————— 日常の先生方の取組が、生徒の姿にあらわれているのかも知れませんね。

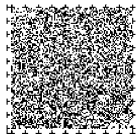
出席簿や集会時の整列を男女別にしてないこと、体育の男女共修や、性によって出場種目が異なっていた運動会の種目を見直したことなど、生徒を取り巻く環境も影響しているのかも知れません。また、教職員が生徒を呼ぶときは、性によって呼び方を変えるのではなく、「～さん」と呼ぶことを基本にするなど、日常の生徒への接し方もあるのかなと感じています。

## 多様性を尊重し、「決まり」について考えていく

————— 最後に、取組を通して先生方が思っていることをお願いします。

この取組は、性自認にかかわる生きづらさを感じている生徒のためだけではなく、すべての人のための取組であると思っています。そして、社会には、障がいのある人や異なる文化をもつ人など、さまざまな背景を抱えている人たちがいます。これからも、多様性を尊重し、決まりについて人権の視点で、生徒とともに「知ろう」「考えていこう」と思います。





「『ユニバーサルデザイン』のまちづくり」  
～築上町の社会教育の取組～

地域における決まりや決める場に、多様な人々の意見を反映できるようにするためには、多様な人々が共生できる地域をつくるのが鍵の一つです。

築上町では、共生社会ホストタウンへの登録、国際交流員の任用など、互いを尊重し、多様性への理解を進めていく「『ユニバーサルデザイン』のまちづくり」を進めています。そこで、人権教育で育てたい資質・能力である「多様性の尊重・共生」という視点で、築上町の取組について、社会教育を中心に紹介します。

**共生社会の実現に向けた人権教育・啓発**（「築上町人権教育・啓発基本指針（概要）」より）

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

**スポーツを通して**

築上町は、パラリンピアンとの交流などをきっかけに、共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーの取組を実施する「共生社会ホストタウン」に登録しています。

**車いすバスケットボール教室**

障がいのある人への理解を深め、人権意識の向上を図るための取組です。放課後児童クラブなどを対象に行い、中学校では授業として実施しました。指導は、パラリンピアンを含むゲストティーチャーが行いました。

参加した子どもたちは「障がいのある人と一緒に楽しめるスポーツがあることを知った」と競技の魅力を感じた様子でした。



**心のバリアフリー教室**  
～ブラインドサッカー体験を通して～

ブラインドサッカーは、ボールから鳴る音とチームメートの声を聞きながらプレーする5人制サッカーです。心のバリアフリーの実践に向けて、役場職員の研修として行ったほか、町民を対象とした教室を開催し、約200名が参加しました。参加者は、アイマスクをつけた相手に、声だけで体の動きを指示したり、アイマスクをつけた状態でゲームなどに挑戦。コミュニケーションが大切になるため、意識して声かけをするなど、積極的にコミュニケーションをとろうとする姿が見られました。

参加者は教室を通して言葉だけで伝えることの難しさ、仲間への思いやりや声をかけ合うことの大切さを実感した様子でした。

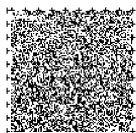


**「共生社会ホストタウン」とは**

パラリンピアンを受け入れを契機に、特色のある総合的なユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施し、「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会」以降も共生社会の実現を目指す自治体です。令和元年、築上町は、「町」としては全国初の「共生社会ホストタウン」に登録されました。

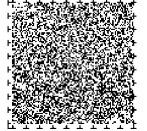
また、築上町では、オセアニアの7つの国・地域（パプアニューギニア、フィジー、サモア、バヌアツ、ソロモン諸島、トンガ、キリバス）のホストタウンに登録されたことを契機に、これらの国・地域との交流を進めています。

首相官邸ホームページをもとに作成





国際交流を通して



築上町では、町民の異文化理解のための交流活動や町内に住む外国の方への生活支援活動への協力等で国際交流員が活躍しています。

国際交流員と町民との交流を通して、世界とつながり、人と文化が交流する多文化共生のまちづくりについて、国際交流員の Leanne Christiansen（リアン・クリスティアンセン）さんたちの取組を紹介します。

えいご絵本のおはなし会

幼児などを対象に、町立図書館などで継続して行われているイベントです。英語絵本の読み聞かせや、コアラの折り紙づくりの遊びなどを通して、オーストラリアの文化に触れることができます。



オーストラリア風給食  
in Chikujo

感染防止対策により、町民対象の国際交流の取組が予定どおりに行うことができない状況となりました。そのような中でも、できる限り活動を続けたいと思い「町内小中学校の給食でオーストラリア料理を食べてもらえるのかな？」と企画しました。

オーストラリアを身近に感じてもらえるよう、給食メニューや国の紹介、動物クイズなどの動画を事前に作成しました。

当日は、子どもたちは給食や動画から、オーストラリアの食文化に親しむことができました。



親子なぞときイベント  
in アグリパーク

参加者自らが頭と体を動かす体験型のイベントです。地図やリストに沿って築上町の歴史や町内観光スポットに加え、オーストラリアの文化や簡単な英語に関する「なぞ」を親子で力を合わせて解きます。

参加者は、アグリパーク内に設置した「なぞ」を解きながら、築上町の歴史とオーストラリアの文化に親しむことができました。

学校教育においては、町内の小学校が中国の小学校と姉妹校を締結し、両校を訪問し中国の児童との交流を深める日中友好相互交流事業を行っています。（令和2年度は感染拡大防止のため中止）

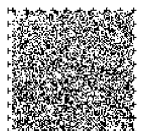
築上町 KARA

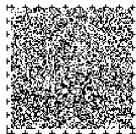
人権が尊重されるまちをめざして ～役場のツリー～

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動の期間、そして11月は児童虐待防止推進月間です。

人権課では、他課と連携して、例年この時期にあわせ、町立図書館などに設置しているツリーにリボンを飾って運動に参加できる取組を行っています。

リボンの色は2色。女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められた「パープルリボン」、子ども虐待防止のシンボルマークの「オレンジリボン」です。





やすし先生のおすすめ  
人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当されているやすし先生が、講義で実際に使用したDVDを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。



**D0187** **部落の心を伝えたい シリーズ 番外編**  
**「恥ずかしい」のはどっちだ 差別する側・される側～江嶋修作～**

社会学者である江嶋修作さんが、50年にわたる部落差別の問題との関わりを背景に、一貫して提起し続けてきた同和教育についての考えが紹介されています。特に前半の講演会の場面で、「部落差別とは何か」「差別、いじめの構造」について江嶋さん自身が語られている内容は、言葉は平易でありながらも本質を捉え、誰にでも伝わる力強さを持っています。また、若い世代とともに、これからの運動にどう取り組もうとしているかも紹介されています。



これからの人権教育を担う人たちへのメッセージにもなっている作品です。



江嶋さんが言われていた、「いじめた側はいじめたことを恥ずかしいと思わず、いじめられた側の方が恥ずかしいと思うのはおかしい」という言葉に、思わず頷きました。しかし、今の学校や社会の状況では、いじめられた人は「恥ずかしいと思うな」と言われても「恥ずかしい」と思ってしまうかも知れません。「恥ずかしいことではない」と言える人が多くなれば変わっていくのではないかと考えました。

なぜ差別やいじめが無くならないのか、自分が小中学校の時に疑問に思っていたことが、この映像を見て分かったような気がしました。差別やいじめのない社会とは何か、そのために自分にできることは何かを考えさせられる映像でした。

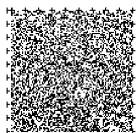


※新型コロナウイルス感染症の影響でしばらくこのコーナーをお休みしていましたが、再開しました。

編集後記

▼編集担当となり、人々の関心を集めている出来事の共通項は何だろうかと考えることが増えました。というのは、すべての人が生まれながらにして持っている人権について、何らかの関心を抱いている人は多いだろう、ならば、その共通項はきっと人権にかかわってくるのだ、と考えたからです。▼決めようとしていることに対して人権の視点から見直しを求める声、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、限られた医療資源の配分を決めることの難しさ、合意形成の（決める）場におけるジェンダー多様性の課題等、様々な出来事を振り返っていく中、私なりの解ではあります。▼「共通項を表すキーワードとして「決めること」が浮かびました。▼このことばには、「決める場」や「決めるプロセス」、そして、自明のことのように「決まっていること」といった意味も含めることにしました。加えて、人権にかかわる法の趣旨や背景を理解し、いかに取組に活かしていくかという課題意識も込めました。▼社会の分断や対立、排除が問題視されて久しくなりました。だからこそと思いい、多様な人々が対話を重ねて物事を決める姿、そして、決めたことが人権尊重の精神になっっているか振り返ってみる姿が様々な場にあることを願い、表紙づくりを行ったつもりです。▼本号が、人権が尊重される社会をつくる担い手づくりの参考の一つとなれば嬉しい限りです。

あ



『KARA FULL』は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

KARA FULL 福岡 で検索